

※保護者用 子供のインターネット安全利用 ペアレンタルコントロールのススメ

ペアレンタルコントロールとは、子供のインターネット利用に関し、予想される様々なトラブルから子供を守るため、保護者がその利用を適切に管理することです。

青少年インターネット環境整備法第6条（保護者の責務）では、18歳未満の青少年のインターネット利用について、保護者は利用状況を把握し、適切に管理するものと定められています。

1 親子で話し合いルールを決めている

危険回避のためにルールが必要なことを子供に説明し、スマホ使用のルールを親子で話し合っ
て決めている。

2 フィルタリングを設定する

スマホ購入時に子供が使うことを店員に伝え、有害なサイトにアクセスしないようフィルタリ
ングの設定をしている。

3 定期的に利用状況を確認する

スマホの所有者は保護者であることを子供に伝え、スマホの利用を子供任せにせず、保護者が
定期的に子供のスマホを確認している。パスワードも保護者が管理している。

4 利用時間や課金を制限する

子供のネット依存を防ぐため、深夜まで端末を使用しないよう利用時間を制限している。
また、保護者の同意なしに課金しないよう、利用限度額等の設定をしている。

5 個人情報の管理

インターネットに流出した画像や個人情報は、完全に回収・削除することが不可能であることを
子供に説明し、個人が特定されるような情報はSNSに投稿してはいけないと教えている。

6 アプリのインストールを制限する

アプリのインストールは、保護者の管理下でなければ行えないようにしている。
ウイルス対策として、信用できないサイトからはアプリをインストールしないよう教えている。

7 ルールを守れなかったときの決まりがある

ルールを守れなかった場合は、子供から端末を取り上げ保護者が預かるなどの決まりがある。

家族でチェックできるよう、みんなが見える所にこの紙を掲示してください



若林警察署

